

徂徠集・序類  
訳注稿（八）

岡本光生  
澤井啓一

徂徠集・序類 訳注稿（八）

岡本光生  
澤井啓一

凡例

一、今回は次の四点を取上げた。

皇和通歴序 卷九／享保十年・一七二五

南郭初編序 卷九／享保十年・一七二五

贈僧正即如尊者序 卷十一／享保十一年・一七二二

六

贈慧寂序 卷十一 年代不明

なお、七経孟子考文序（卷九／享保十一年）につい

ては、日本の名著16『荻生徂徠』（中央公論社）に前野直彬氏の訳文が、また日本思想大系36『荻生徂徠』（岩波書店）に西田太一郎氏の訓読及び校注が収められている。送岡仲錫徒常序（卷十一／享保十二年）については、日本思想大系36『荻生徂徠』（岩波書店）に西田太一郎氏の訓読及び校注が収められている。したがって、今回、両者を割愛した。

## 皇和通歷序

孟子曰、天之高也、星辰之遠也、苟求其故、千歲之日至、坐而致也。<sup>(1)</sup> 夫學者莫不苦思焦心以求其至焉者已。苟有所得、執之不化、以概一切、<sup>(4)</sup> 亦何固也。其究必至耀己所見以廢故。然故者昔人既已布諸方策、何可廢也。彼世儒自幼習讀程、朱所<sup>(5)</sup> 故訓、日熟之不己、以爲是其至焉者。然昔人雖<sup>(8)</sup> 聖乎、烏能先知彼所爲乎。故守宋儒者、不能讀<sup>(10)</sup> 唐·宋以前書以通之。是其所自夸爲知者、顧不愚哉。亦是類耳。亦是類耳。予所知平安平元珪、乃異於是。元珪者、一藝之士也。善<sup>(11)</sup> 歷。蓋學授時而精焉者、然亦惡固也。盡取史所志漢以來數十家歷、推而步之、<sup>(13)</sup> 其於故、無所不盡心焉耳矣。<sup>(14)</sup> 嘗謂前授時而有統天。守敬之所爲創、彼先得之。世之執一者、獨歸美授時、<sup>(16)</sup> 寬哉。今貞享歷行于世、而其法職日官。元珪乃自思而得之、後獲其書、<sup>(17)</sup> 驗之、皆合、亦能言其紕繆、<sup>(18)</sup> 可不謂精乎。近者作<sup>(19)</sup> 口皇和通歷、問序于予。予閱之。吾所用元嘉·儀

鳳·大衍·宣明、人能言之。至於其得五紀之年、則自元珪發之。元嘉之前、邇諸人皇之初、乃立三法以括之、又作爲諸捷法附末。元珪之於歷、可謂左右逢其原者已。亦晰夫故之效也。孟子之所稱、千歲之後、方今之世、其惟元珪與。元珪又有巧思。嘗創其心、變古渾儀、設機旋輪、<sup>(22)</sup> 一旋一日、須臾而三百五十四旋、一歲之日躔月離、黃赤道之所交、弦晦盈食之狀、按日可驗。二十四節、有鍾自鳴。人莫不噴噴驚異。亦其緒餘云。元珪隱銀官而微、其不以此而自廢、能通一藝、卓然名其家。嗚呼昇平之世、人皆知自重者若斯夫。<sup>(32)</sup>

## 〔語注〕

(1) 孟子·離婁下入天之高也、星辰之遠也、苟求其故、千歲之日、可坐而致也。(2) 論衡·道虛入勞情苦思憂念、舊唐書·魏徵傳入何必勞神苦思、代下司職、役聰明之耳目、虧無爲之大道哉。(3) 漢書·路

温舒傳△大臣憂戚、焦心合謀▽。(4)漢書・禮樂志△以意穿鑿、各取一切▽。(5)禮記・中庸△子曰、文武之政、布在方策▽。(6)史記・律書△世儒闕於大道、不權輕重▽。(7)公羊傳・定公元年△主人習其讀、而問其傳、則未知己之有罪焉耳▽、魏志・王肅傳・注△探摺負販、而常挾持經書、投閒習讀▽。(8)漢書・藝文志△毛詩故訓傳▽。(9)書・旅獒・注△武王雖聖猶設此誠▽。(10)孟子・萬章上△使先知覺後知▽。(11)五代史・司天考序△夫天人之際、遠哉微哉、而使一藝之士、布算積分、上求數千萬歲之前▽。(12)論語・憲問△子曰、非敢爲佞也、疾固也▽。(13)後漢書・憑輿傳△善推步之術▽。(14)孟子・梁惠王上△寡人之於國也、盡心焉耳矣▽。(15)孟子・盡心上△執中而無權、猶執一也▽。(16)史記・淮陰侯傳△嗟乎冤哉▽。(17)左傳・桓公十七年△天子有日士官、諸侯有日御▽。(18)禮記・大傳△五者一物紕繆、民莫得其死▽。(19)論語・八佾△子曰、夏禮吾能言之、杞不足徵也、殷禮吾能言之、宋不足徵也。文獻不足故也。

足則吾能徵之矣▽。(20)孟子・離婁下△孟子曰、君子深造之以道、欲其自得之也。自得之、則居之安、居之安、則資之深。資之深、則取之左右逢其原▽。(21)南史・張永傳△永有巧思▽、天工開物・佳兵篇△主人縱有巧思、烏能至此極也▽。(22)輟耕錄・尙食麪磨△設機軸旋▽。(23)禮記・中庸△道也者不可須臾離▽。(24)漢書・律歷志△日月初躔、星之紀也▽。(25)詩・小雅・漸漸之石△月離于畢▽。(26)畫鑿△試筆圖一僧、攘臂揮翰、旁觀數士人、嗟咨噴噴之態、如聞有聲、真奇筆也▽。(27)北史・神武紀△時見赤蛇繞牀、乃益驚異▽。(28)莊子・讓王△道之眞以治身、其緒餘以爲國家▽。(29)漢書・成帝紀△使卓然可觀▽。(30)漢書・梅福傳△升平可致▽。(31)史記・酷吏傳△是時民朴、畏罪自重▽。(32)論語・子罕△逝者如斯夫、不舍晝夜▽。

皇和通歴序<sup>(1)</sup>

孟子は、「天がいかに高くとも、星がいかに遠くと

も、『故』（過去の天体の運行のパターン）を把握しておけば、千年後の冬至すらもいながらにして知ることができるのだ」と言っている。

そもそも、学者というものは、苦心し、神経をすりへらして、結論を求めようとするのだが、しかし、ひとたび結論が得られると、それに固執して変わろうとせず、一切のことがらをそれに基づいて概括してしまふ、なんとかたくなな態度であろう。その究極においては、自己の見解を輝かしてして「故」を否定するまでに至る。しかし、「故」は、昔人がすでにいしえの典籍に記録しておいたものだ、どうして否定できようか。世の儒者連中は、幼いときから程・朱の注釈によって「典籍を」習い読み、日に日に熟達して止まらず、それが究極の姿だと考えている。しかし、昔人は聖人であったにしても、程・朱の為すことを、どうしてあらかじめ知ることができようか。だから、宋儒の学説を守るものは、唐・宋以前の書を読み、通暁することはできないのだ。これはみずから誇って知者と考

えるものであって、かえって愚かものではないか。やはりまた、学者と同類なのだ。

私の知人、京都の平元珪（中根元珪<sup>(2)</sup>）は、そういう学者とは異なる。元珪は、算学に秀れた人物であるが、また曆学<sup>(3)</sup>に優れ、「授時曆」を学んで、それに精しい人物である。しかし、また一つの曆に固執することを嫌い、史官の記録した漢以来、数十家の曆をことごとく取り上げ、推量して過去の天体の運行を計算したものであって、「故」について、細心の注意を払ったのだ。そして、かつて『授時曆』以前には「統天曆<sup>(4)</sup>」があった。郭守敬の独創と思われているところは、『統天曆』がそれ以前に得ていたのだ。世の一つの立場に固執するものは、ただその素晴らしさを『授時曆』の独創に帰しているが、それは「逆の言い方であるが」『濡れ衣』というものだ」と述べたのであった。

現在、貞享曆<sup>(5)</sup>が世に行われているが、しかし、その原理「を記した書物」は、幕府の天文方が独占し、秘

密にされていた。元珪は、そこで自分で考え、その原理を得て、その後その書物を入力し、調べてみると、ことごとく合致しており、さらにその誤謬までも指摘した。なんと精妙なことではないか。

近頃、「皇和通歴」を著し、序を私に依頼してきたので、私はその書に眼を通してみた。わが国の用いてきた元嘉曆<sup>(7)</sup>、儀鳳曆<sup>(8)</sup>、大衍曆<sup>(9)</sup>、宣明曆<sup>(10)</sup>について、人々の解説はあったが、五紀曆<sup>(11)</sup>の行われた時期が明らかになつたのは、元珪からである。「皇和通歴」では「元嘉曆以前の時代の曆法については初代の天皇の時代まで遡り、「上古曆、中古曆、晚古曆」の三つの曆<sup>(12)</sup>の行われていたことを明らかにし、またもろもろの、すぐわかる換算表を作り、巻末に付している。元珪は、曆学においては、いかなる側面においても根源を究めているものと言えようが、それはあの「故」を明らかにしたからであつたのだ。孟子が述べたところの「千年の後」とは、今の世にあって、それは元珪のことであろうか。

元珪は、また、巧みなアイデアを持ち主である。かつて、新しく思いついて、古の天球儀をもとに工夫し、装置を施し、回転するようにした。一旋りが一日、たちまちにして三百五十四旋するのだが、一年間の太陽の固転する動き、月の離れたり近づいたりする動き、「天の」黄道と赤道との交点、月の満ち欠けの状況を、一日ごとの様子を調べつつ理解することができるし、二十四節の変わり目には、鐘が自然に鳴るようになっており、驚かない人はいなかった。しかし、それはほんの手すさびだというのである。

元珪は、「京都の」銀座の微祿な役人として世に隠れていたのだが、だからといって、曆学を捨てず、一芸に通じて家の名を高々と輝かしたのだ。ああ、昇平の世にあって、人々の慎重に振る舞うべしと自覚していること、このようである。

〔訳注〕

(一) 刊本「皇和通歴」所収の序文に「享保乙巳冬十

月朔」とある。享保乙巳は一〇（一七二五）年である。「皇和通曆」は「皇和通曆」のこと。中根元珪の著。正徳元（一七一四）年の刊。彼自身による曆算の結果を神武から正徳までの表に表し、さらに図示したもの。また付録で上古、中古、晩古の古曆三法、元嘉、儀鳳、大衍、五紀、宣明曆それぞれの算法を解説している。享保一〇年、徂徠の序を附し、正徳から享保までの部分を増補した版を刊行。

(2) 中根元珪。寛文二（一六六二）年、近江浅井郡に生まれる。名は璋、通称丈右衛門。京都に出て、算学、曆学を建部賢弘に学んでよくし、正徳元年、京都銀座の役人となる。享保元（一七一一）年、將軍職を襲った吉宗は「天文曆術は民に時を授くる要務」（徳川実紀）と捉え、誤脱の多い貞享曆の改曆を企図、建部賢弘に下問した。建部は老齡の故をもつて辞退、門人の元珪を推挙、元珪は翌年江戸に出て、將軍の下問に答え、曆学振興のために、これまで嚴禁されていたイエズス会士系西洋天文書の輸入

制限の緩和を進言した。享保六年、吉宗に謁見、同一三年、西洋天文学説を伝える梅文鼎の「曆算全書」の訓訳を開始、一八年正月、これを完成させた。また一七年には吉宗の命により、貞享曆の差異調査のため伊豆下田で日月高低を観測し、貞享曆の違差なきを復命、「日月高測」をまとめた。同一八年九月没。著書に「皇和通曆」をはじめ「天文図解發揮」「授時曆経俗解」などがある。

(3) 授時曆。元の郭守敬の造った曆。至元一七（一二八〇）年から八八年間施行された。「授時」は書経堯典に「敬授民時」とあるのに基づく。

(4) 統天曆。南宋の陳得一の造った曆。紹興五（一一三五）年から三二年間施行された。

(5) 貞享曆。渋川春海の造った曆。従来の宣明曆に代わって貞享二（一六八五）年から施行され、宝暦四（一七五四）年まで行われた。

(6) 貞享曆を造った渋川春海は、その功により、幕府の天文方に任ぜられた。彼は正徳五年没したが、

天文方の地位は世襲された。

(7) 元嘉曆。劉宋の何承天の造った曆。元嘉二二(四四五)年から六五年間施行された。わが国では持統天皇六(六九二)年から六九六年まで、儀鳳曆と併せて施行された。

(8) 儀鳳曆。麟德曆とも言う。唐の李淳風の造った曆。麟德二(六六五)年から六四年間施行された。「儀鳳」も唐の年号(六七六、六七七)。

わが国では持統天皇六(六九二)年から六九六年まで、元嘉曆と併せて施行され、文武天皇元(六九七)年から天平宝字七(七六三)年まで単独に施行された。

(9) 大衍曆。唐の僧一行の造った曆。開元一七(七二九)年から三三年間施行された。「大衍」は易繫辭伝に「大衍之数五十」とあるのに基づく。わが国では天平宝字八(七六四)年から八五六年まで施行された。

(10) 宣明曆。唐の徐昂の造った曆。長慶二(八二二)年から七一年間施行された。わが国では貞観四(八

六二)年から貞享元(一六八四)年まで八二三年の長きにわたって施行され、ために貞享元年には実際の日時とは二日以上の差を生じていた。これに代わったのが貞享曆である。このような長きにわたって宣明曆が用いられたのは、この曆の優秀さのため、というより、中国との交渉が衰え、かの地の新しい曆が輸入されず、また独自に改曆をするほどの水準にわが国の曆学が達していなかったため、また改曆への関心を持ちうるほど強力な権力が存在しなかったためであろう。

(11) たとえば安藤有益「本朝統曆」(貞享四年)、渋川春海「日本長曆」(貞享二年)などが元嘉曆、儀鳳曆、大衍曆、宣明曆について解説している。

(12) 五紀曆。唐の郭献之の造った曆。宝応元(七六二)年から二三年間施行された。「五紀」は書経洪範にある語。わが国では天安元(八五七)年、陰陽頭兼行曆博士大春日朝臣真野麻呂の奉請で、この年から四年間、大衍曆と併用された。



(13) 古曆三法について、「皇和通曆」凡例に以下の  
 ようにある。「神武天皇東征甲寅以至仁德天皇十年  
 壬午、凡九百八十九年、一法。今号曰、上古曆。同  
 十一年癸未以至皇極天皇元年壬寅、凡三百二十年、

南郭初稿序

平安服子遷從予游、數歲而業成。成則非予不佞所  
 敢當也。近者其門人、請梓其南郭初稿者。子遷則  
 謀予。予曰、曷不可。俾誦其詩、則泱泱乎美哉盛  
 也。體無所不具、材無所不博。蓋刻意滄溟、  
 而豈弟過之、乃颯颯乎中土之音也。務哉纖巧、抑  
 輕俊、以就溫厚和平之旨。是足以風一也。它日使子  
 遷木鐸一方。詩之教、庶幾被之一世哉。文亦然。  
 然其慧而才敏也。故其巧與俊終或不全闕之時  
 出之。子遷乃無所不有已。予嘗讀經國・懷風諸  
 編、喟然歎曰、有是哉、何其寥寥也。千歲而上、唯  
 晁衡・藤萬里・野篁及吾家納言能唐。亦惟僅僅晨星、  
 是曷稱日出之邦哉。有樂府、曷有所謂郊祀・鏡

一法、今号曰、中古曆。同二年癸卯以至持統天皇五  
 年辛卯、凡四十九年、一法。今号曰、晚古曆」。

(岡本)

歌・横吹・三調・相和者乎。古詩非其古詩、而歌  
 行・五七言近體、倍蕤之、什佰之。其精粗庫高、亦  
 倍蕤之、什佰之。至於文、則彼特四六之雄耳。其  
 出左入馬、吐莊哈騷、下及韓・柳之長、皆振古  
 之所無也。夫千歲而下、雖無文章一可也。千歲之  
 上、亦惟僅僅如彼、則此集之出、豈不爭光日出之  
 邦哉。彼局於世者、瞻勿古唐、局於地者、聽  
 瑩李・王。寧知有子遷之業乎。是豈待他日、既  
 足以風一世也。門人之請、曷不可、嗚呼予老矣。  
 將不及見其二稿・三稿者出。故且序以寓爲宰之  
 意云。享保乙巳十月望。

〔語注〕

(1) 史記・仲尼弟子傳入子路喜從游、同・五宗世家入河間獻王、德好儒學、山東諸儒、多從之游。(2) (韓愈)與李浙東書入近者閣下從事。(3) 左傳・襄公二九年入季札爲之歌齊曰、美哉、泱泱乎、大風也哉。(4) 莊子・刻意入刻意尚行。(5) 詩・齊風・載驅入魯道有蕩、齊子豈弟、同・小雅・蓼蕭入豈弟君子、莫不令儀。(6) 左傳・襄公二九年入爲之歌魏曰、美哉。颯颯乎、大而宛。(7) 後漢書・西域傳論入其國則殷于中土。(8) 新書・瑰璋入纖巧苦窳之器、日變而起、古樂府類篇序入其末纖巧而不振。(9) 宋史・錢易傳入惡其輕俊特罷之。(10) 禮記・經解入溫柔敦厚、詩之教也。(11) 詩・小雅・伐木入神之聽之、終和且平、易・咸入聖人感人心。而天下和平、禮記・樂記入耳目總明、血氣和平。(12) 論語・八佾入天將以夫子爲木鐸。(13) 禮記・經解入溫柔敦厚、詩之教也。(14) 莊子・天地入垂衣裳、設采色、動容貌、以媚一世。(15) 文選序入物已有之、文

亦泉宜然。(16) 蜀志・諸葛亮傳入咸愛其才敏。(17) 禮記・中庸入溥博淵泉、而時出之。(18) 論語・先進入夫子喟然歎曰、吾與點也。(19) 論語・子路入子路曰、有是哉、子之迂也、孔子家語・在厄入孔子欣然歎曰、有是哉。(20) (潘岳)寡婦賦入仰神宇之寥寥、(左思)詠史詩入寥寥空宇內、所講在玄虛。(21) 詩・魯頌・閟宮入萬有千歲、眉壽無有害、孟子・離婁下入千歲之日至、可坐而致也。(22) 漢書・地理志下「豫章出黃金然堇堇」注入堇堇、少也、堇、讀曰僅。(23) (劉禹錫)送張盥赴舉詩序入今來落落、如晨星之相望。(24) 元史・伯顏傳入梯航日出之邦、冠帶月支之域、隋書・倭國傳入其國書曰、日出處天子、致書日沒處天子。(25) 孟子・滕文公上入夫物之不齊、物之情也、或相倍蓰、或什佰。(26) 禮記・樂記入降興上下之神、而是精粗之體、莊子・秋水入意之所不能察致者、不期精粗焉。(27) 國語・周語下入墮高堦庫、易・繫辭上入卑高以陳、貴賤位矣、禮記・樂記入卑高已陳。(28) 詩・周頌・載芾入匪今

斯今、振古如茲V。(28)史記・儒林傳へ文章爾雅、訓辭深厚V、漢書・公孫弘傳贊へ文章則司馬遷相如V。

(29)論語・子罕へ瞻之在前、忽焉在後V。(30)(韓愈送文暢師北遊詩へ僧時不聽聲V、莊子・齊物論へ是皇帝之所聽熒也V。(31)孟子・滕文公上へ昔者、孔子没、…他日、子夏子張子游、以有若似聖人、欲以所事孔子事之V。(32)論語・微子へ吾老矣、不能用也V。(33)孔子家語・在厄へ孔子欣然歎日、有是哉、顔氏之子、使爾多財、吾爲爾宰V。

### 南郭初稿の序<sup>(1)</sup>

平安〔京都〕の服子遷〔服部南郭〕は、私の下に遊ぶこと数年にして学業を成就させた<sup>(2)</sup>。学業が成就すれば、私ごときがたちうちできるものではない。近頃、門人から『南郭初稿』の出版を要請されたので、子遷は私に相談をもちかけた。そこで、私はつぎのように述べた。

《出版するがよからう。その詩を朗誦すれば、なん

とも壮大で麗しい。詩の形式も揃っており、あらゆる題材を扱っている。思うに、滄溟〔李攀竜〕の境地をひたすら会得しようとし、楽しみ和らぐ境地ということでは滄溟以上のものを得ている。まさしく中土〔中国〕の声調である。細かな細工や勝れた才気を抑えることに努め、温和で平らかなことは手本とするにふさわしい。いつの日か、子遷が一方の指導者となる日が来れば、詩の教えによる一時代の教化が達成されるであらう。文章についてもまた同じである。その才知がとくに勝れているからだ。技巧と才知とは隠そうとしても隠し切れるものではなく、その時々表にでてしまふものである。子遷には無いものはないといえよう。

私はかつて『経国』『懷風〔藻〕』といった諸編<sup>(4)</sup>を読んだことがあるが、そのとき、「こんなことがあってよいものか、なんとも寂しいかぎりだ」と深く溜め息をついたものだ。千年を遡ったとしても、晁衡〔安倍仲麻呂〕・藤万里〔藤原麻呂〕・野篁〔小野篁〕および

我が一族の大納言〔石上宅嗣<sup>(6)</sup>〕が唐と同じと言えるだけで、夜明けの星のごとく僅かなものだ。こんな有様では「日出づる邦」と称することはできなからう。

〔わが国にも〕樂府が設置されていたにしても、〔かの国の〕郊祀・饒歌・横吹・三調・相和に相当するものはありはしない。〔わが国の〕古詩は古詩ではないし、〔かの国の〕歌行体や五言・七言の近体詩は〔わが国の〕何十倍も何百倍も詠まれている。また、そのできばえについても〔わが国とは〕何十倍、何百倍の相違がある。文章に至っては、〔かの国では〕四六駢儷体に勝れたものがあるばかりでなく、左丘明・司馬遷や莊子・離騷に始まり、韓愈・柳宗元に至るまでの勝れた文章があるが、〔わが国では〕いにしえの時代からまったくないので。そのから下って千年の間、文章はなかったといってもよからう。

千年遡ってみてもこのように僅かなのだから、この文集が出版されれば、「日出づる邦」にひとときわ輝くことであろう。時代〔の差異〕に拘泥している者は

〔古唐〕をぼんやり仰ぎみるだけであり、地域〔の差異〕に拘泥している者は李〔饒竜〕・王〔世貞〕ばかりに惑っていて、子遷の業績があることを知るはずもない。他日というのではなく、すでに今の世を教化するに充分である。門人の要請はまことに当を得たものである。》

ああ、私は年老いた。子遷の二稿・三稿の出版を目にすることもないだろう。そこで版の世話役を引き受けた私の思いを序文として記すことにした。享保乙巳〔十年〕十月望〔十五日〕。

〔訳注〕

- (一) 本作品の成立は、文末の記述から享保十年(一七二五)十月であると分かる。ただ、実際に『南郭先生文集』初編が出版されたのは、享保十二年(一七二七)のことで、徂徠のほか、徂徠門下の本多猗蘭(忠統)・平野金華の序文、南郭の門人である望月鹿門の跋文が付けられ、嵩山房・須原屋新兵衛

から刊行された。詳しくは、『南郭先生文集』（『近世儒家文集集成』第7巻、ペリカン社、一九八五）所収の日野龍夫氏の解説を参照のこと。

- (2) 南郭が徂徠の下に入門したのは、宝永七（一七一七）一〇）年でないし正徳元（一七一）年初めのことだと推定されている。宝永七年末は、平石直昭『徂徠年譜考』（平凡社、一九八四）の、正徳元年初めは、『服部南郭年譜考証』（『国文学研究資料館紀要』第三号）をはじめとする日野龍夫氏の一連の南郭研究における推定であるが、いづれにしても南郭の入門の時期については、それほど大きく異なるものではない。

- (3) 『南郭先生文集』初編には、前述の望月鹿門のほか、伊藤南昌の名が見える。望月鹿門は、名を三英、字を君彦といい、幕府御典医の家に生まれた医師である。伊藤南昌は、名は元啓、字は維廸、南部出身であった。

- (4) 現存最古の漢詩集『懷風藻』は、一二〇首を収

録し、天平勝宝三（七五一）年に成立している。編者については、淡海三船・石上宅嗣・葛井広成など諸説あるが、不詳。六朝詩・初唐詩の影響が強いとされている。

『経国集』は、天長四（八二七）年の序をもつ勅撰の漢詩文集であり、良岑安世・滋野貞主らが編集にあたった。詩だけでなく、賦・序・对策などの文も収録され、全二十巻であったが、現存は六巻のみである。

なお、弘仁五（八一四）年から六年頃に成立した『凌雲集』と、弘仁八（八一七）年頃に成立した『文華秀麗集』の、二つの勅撰漢詩集がこの間に編纂されている。『凌雲集』は、盛唐詩・中唐詩の影響が強く、律詩・絶句が多く収録されている。『文華秀麗集』は、類題による選別がなされており、そのなかに楽府もあるが、題名にうたわれているだけで、楽府体ではなく律詩である。本文のなかで、奈良・平安初期の漢詩文を徂徠が厳しく批判している理由

も、こうした『懐風藻』から『経国集』までの漢詩文が、少しづつ修辭的的技巧も上達してはいるものの、模倣の域をでていないという点にあると思われる。それは詩よりも文において甚だしい。

(5) 安倍仲麻呂(六九八〜七七〇)は、七十七年に遣唐使の一員として唐に渡り、玄宗に仕え、李白や王維らと交流があった。帰国の途中に難破し、結局唐で没した。徠徠は、「送野生之洛序」(訳注稿(一)参照)のなかで、仲麻呂が帰国しなかったことがわが国の漢詩文の發展を阻止したと述べている。

藤原麻呂(六九五〜七三七)は、不比等の子で京家の祖。『懐風藻』に詩が収録されているが、そこでは「藤原万里」となっている。

小野篁(八〇二〜八五二)は、『令義解』の撰進で知られている学者・漢詩人。藤原常嗣と争い遣唐副使に任命されながら病と称して行かず、一時流罪に処せられる。徠徠は、「叙江若水詩」(訳注稿(一)参照)のなかで、篁と常嗣の詩に「治世の音」があ

ると評価している。

石上宅嗣(七二九〜七八一)は、藤原仲麻呂排斥を画したために一時失脚するが、のちに復官して大納言に就任した。本文中に徠徠が「吾家納言」と表現するのは、よく知られているように荻生氏を物部氏の後継と考えていることと、宅嗣が物部氏を継承した石上氏の一人であり、大納言であったことによる。宅嗣の詩は前述の『経国集』に収録されている。

(6) 官署としての楽府は、漢の恵帝のとき、夏侯寛を楽府令に任命したことに始まるが、武帝のとき、官制の改革により、四方の風謡を採集し、新たに詩賦を作らせるようになって、詩の一形式としての楽府が成立した。楽府は音楽を伴う歌曲のことであるが、すでに注(4)で述べたように、日本では正式に楽府が行われた形跡は見られない。徠徠が、ここでわが国に楽府が置かれたと述べているのは、朝廷の雅楽寮のことであろう。令制の導入に伴って設置さ

れた雅楽寮は、平安中期までに衰え、かわって近衛府の官人を中心とする楽所が置かれ、平安貴族の家学として世襲されてゆく。徂徠が「楽」に強く関心を抱いていたことはよく知られているが、そのなかでわが国の雅楽についても調べていたようである。

詳しくは、吉川良和「物部茂卿琴学初探」(『東洋文化研究所紀要』第九十二冊、東京大学東洋文化研究所、一九八三)を参照のこと。

(7) 郊祀は、郊祀歌のことで、漢の武帝が作らせた練時日・帝臨など十九章の歌曲のこと。鏡歌は、軍行のとき鐘を打ち鳴らして歌うもので、漢に十八曲があったという。横吹は、笛を用いた武楽で、はじめは鼓吹とも言っていたが、のちに鼓角を用いるもののみを横吹曲と呼ぶようになった。張鷟が西域から伝え李延年の手を経て武楽に加えられたという。三調は、楽曲の一種で、平調・清調・側調のこと。相和は、相和歌のことで、さきの三調歌以外に、相和曲・相和引など絃管によって演奏されるもの。あ

るいは、徂徠は陌上桑などの相和曲のみを指して言っているのかもしれない。

(8) 原文には「彼特四六之雄耳」とある。「彼」を中国と解釈すると、「中国は四六駢儷体に勝れていかに過ぎない」という内容になり、文脈上から意味が通じない。ここでは「彼」を「匪」「非」と同じ否定の副詞と解釈し、「四六駢儷体に勝れたものがあるばかりでなく」という累加の構文として解釈する。「彼」が否定の副詞である用例には、『詩経』小雅・采芣(あるいは『荀子』勸学)の「彼交匪」があるが、「彼特…耳」という用例は、管見の範囲によるかぎり目にしたことはない。したがって、深読みの可能性もあるが、文脈からいってこの解釈の方が理解しやすいので、とりあえずそう解釈しておくことにする。なお、四六駢儷体の文章は、『文選』を模したといわれる『懷風藻』の序文を初めとして、わが国の奈良朝にも勝れた文章が残されている。そのことを踏まえての徂徠の発言だと思われる

る。

贈僧正即如尊者序

僧正澄公、蓋有君子之道四焉。<sup>(1)</sup>初予在赤城、出門  
護持之薨刺目、時或游之、迺得謁公、际温恭人  
也。欣然出其所著述、修多羅業、际之。予謝未學、<sup>(3)</sup>  
則曰、支那之文、非其素業邪。予不得已受之、<sup>(5)</sup>  
有所指摘。公愈益欣甚。當今之世、僧之得與王  
公抗、僧正际三品、高踞士大夫之上、傲以爲常、  
其腹枵如、乃不虛其心、以飾其智者、往往乎在。<sup>(11)</sup>  
予六十之年、閱僧衆矣。其好學而不恥下問、能忘  
其貴者、唯知恩了公與公耳。予於是乎知其謙焉。<sup>(12)</sup>  
院西有土木事、訊之復護國寺。寺者、院之故號也。<sup>(13)</sup>  
故院適在神橋北而燬、<sup>(14)</sup>官併諸護國而收其地。  
自後護國得稱護持而兼其封也。然護國之名、繇  
是遂泯。先僧正慶公、憫其如此。力請于官以兩  
之、曰境廣而可割、封之租富而可造。是不復費  
官家之地與金、而先朝布金之迹、兩得以存也。<sup>(15)</sup>

□官允其請、而慶公化、公繼而奉行之、如其志、五  
年而竣。公盡籍其土木之羨、以歸之、曰院食院、寺  
食寺、其所也。予於是乎知其廉焉。及予之移西  
郊、而聞公稱病辭、驚問之。先是長谷虛席、乃  
有。由護國、臘公而陞之。問諸從者公憾邪、曰否  
也。公幼學于長谷、而自誓必以其所習傳諸長谷。  
公之所歷名刹、而不即隱者、爲是故也。公今已  
矣。猶尚逡巡不敢去、以徼後榮、非公志也。公蓋  
知命、脫然如釋負云。予於是乎知其勇焉。又請  
曰、長谷・智積、其派尚矣。海內諸密寺、各有所繫  
而不可得以消矣。護寺本籍長谷、元祿中陞僧錄、  
正德乃俾通籍智積、爲錄故也。今停其錄、而猶  
不專繫長谷者非也。□官兩允其請。夫我躬弗閱、  
遑恤我後、是凡人之情爲爾。公乃將去、而猶爾蹇  
蹇。予於是乎知其忠焉。物子曰、謙者未必忠、廉

(沢井)



者未<sub>レ</sub>必勇。公兼<sub>レ</sub>四。可<sub>レ</sub>謂能修<sub>レ</sub>君子之行<sub>一</sub>者<sub>上</sub>而已。要<sub>レ</sub>之視寺如<sub>レ</sub>官、視學如<sub>レ</sub>家。豈不<sub>レ</sub>釋氏之範<sub>一</sub>乎、亦足以範<sub>レ</sub>世焉。方今<sub>レ</sub>國家治化之效、乃至<sub>レ</sub>俾<sub>レ</sub>釋氏亦修<sub>レ</sub>君子之行、是可<sub>レ</sub>紀也。予既得<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>公交、迨<sub>レ</sub>其去、不<sub>レ</sub>容<sub>レ</sub>但已。祇其道之未<sub>レ</sub>學。故紀<sub>レ</sub>此以爲<sub>レ</sub>贈。

〔語注〕

- (1) 論語・公治長<sub>レ</sub>子謂子產、有君子之道四焉。其行己也恭、其事上也敬、其養民也惠、其使民也義<sub>レ</sub>。
- (2) (杜甫) 奉陪鄭駙馬章曲<sub>レ</sub>石角鉤衣破、藤枝刺眼新<sub>レ</sub>。
- (3) 書經・舜典<sub>レ</sub>溫恭允塞<sub>レ</sub>、論語・學而<sub>レ</sub>夫子溫良恭儉讓以得之<sub>レ</sub>。
- (4) 莊子・秋水<sub>レ</sub>河伯欣然自喜<sub>レ</sub>。
- (5) 論語・學而<sub>レ</sub>雖曰未<sub>レ</sub>學、吾必謂之學矣<sub>レ</sub>。
- (6) 宋史·天竺傳<sub>レ</sub>天竺表來、譯云、伏願支那皇帝、福壽滿<sub>レ</sub>。
- (7) (黎逢) 人不學不知道賦<sub>レ</sub>儒風是習、素業是傳<sub>レ</sub>、顏氏家訓·勉學<sub>レ</sub>有志尚者、遂能磨礪、以就素業<sub>レ</sub>。
- (8) 北史·王劭傳<sub>レ</sub>指撻經史謬誤、爲讀書記<sub>レ</sub>。
- (9) 老子<sub>レ</sub>聖人之治、虛其心、實其腹<sub>レ</sub>。
- (10)

- 莊子·達生<sub>レ</sub>飾智以驚愚、修身以明污、昭昭乎若揭日月而行也<sub>レ</sub>。
- (11) 史記·五帝本紀<sub>レ</sub>長老皆往往稱黃帝堯舜<sub>レ</sub>。
- (12) 論語·公治長<sub>レ</sub>敏而好學、不恥下問。是以謂之文也<sub>レ</sub>。
- (13) 國語·晉語<sub>レ</sub>今、土木勝、臣懼其不安人也<sub>レ</sub>、後漢書·郎顛傳<sub>レ</sub>土木營建<sub>レ</sub>。
- (14) (蘇軾) 初到黃州<sub>レ</sub>只慙無補絲毫事、尙費官家壓酒囊<sub>レ</sub>。
- (15) (曹植) 與楊德祖書<sub>レ</sub>昔楊子雲、先朝執戟之臣耳<sub>レ</sub>。
- (16) 孔子家語·六本<sub>レ</sub>商請志之而終身奉行焉<sub>レ</sub>。
- (17) (陸游) 老學庵筆記<sub>レ</sub>雪竇在四明、與天童·育王、俱號名利<sub>レ</sub>。
- (18) 史記·始皇本紀<sub>レ</sub>逡巡遁逃而不敢進<sub>レ</sub>。
- (19) (何孫) 七召<sub>レ</sub>嗟向有而今無、歎後榮而前謝<sub>レ</sub>。
- (20) 論語·爲政<sub>レ</sub>五十而知命<sub>レ</sub>。
- (21) 淮南子·精神訓<sub>レ</sub>當此之時、得休越下、則脫然而喜矣<sub>レ</sub>。
- (22) 淮南子·精神訓<sub>レ</sub>堯布衣揜形、鹿裘御寒。養性之具不加厚、而增之以任重之憂。故學天下而傳之于舜、若解重負然<sub>レ</sub>。
- (23) 詩·谷風<sub>レ</sub>毋逝我梁、毋發我笱、我躬不閱。遑恤我後<sub>レ</sub>。
- (24) 易·蹇<sub>レ</sub>王臣蹇蹇、匪躬之故<sub>レ</sub>。
- (25) 孟子·離婁下<sub>レ</sub>君之視臣如手足、則臣視

君如腹心、君之視臣如犬馬、則臣視君如國人、君之視臣如土芥、則臣視君如寇讎<sup>△</sup>、漢書・蓋寬饒傳<sup>△</sup>(蓋)引韓氏易傳言、五帝官天下、三王家天下、家以傳子、官以傳賢<sup>△</sup>。(26)(韓愈)與孟簡尚書<sup>△</sup>且愈不助釋氏而排之者、其亦有說<sup>△</sup>。(27)顏氏家訓・序致<sup>△</sup>吾今所以復爲此者、非敢軌物範世也<sup>△</sup>。(28)莊子・繕性<sup>△</sup>及唐虞始爲天下、興治化之流<sup>△</sup>。

僧正即如尊者に贈るの序<sup>(1)</sup>

僧正澄公<sup>(2)</sup>は、おそらく君子の道、四つの持ち主である。ろう。

初め私が赤城に住んでいたころ<sup>(3)</sup>、門を出れば護持院<sup>(4)</sup>の薨が刺すように目に入った。ときに訪れることができ、お会いし、澄公にお会いすることができたのだが、お会いしてみると穏やかなお人柄であった。その著述した經典に関する文章をうれしそうに取り出し、私に示した。仏教についてはまだ学んでいないと謝絶すると、「シナの文は貴方の本来の業ではないのか」とおっしゃ

る。私はやむをえずしてそれを受け、指摘すべき箇所を指摘すると、公はますます喜んだのであった。当今の世において僧は王公と拮抗し、僧正は三品の官に当たり<sup>(5)</sup>、高く士大夫の上にあることができるのだといつも傲り高ぶり、腹の中は空っぽなので、その心を虚しくできず、智によって飾るものがしばしばみられる。私の六十年の生涯において、衆くの僧侶と知り合ったが、学問を好み、みずからの貴さを忘れて他人に質問することを恥としないものは、ただ故人となられた知恩院の了公<sup>(7)</sup>と公だけである。私はかくて公の「謙」なることを知ったのである。

院の西に建物の工事があったので、尋ねてみると護国寺<sup>(8)</sup>を復興するというのであった。「護国寺」というのは護持院のもとの名称である。護持院は、もと、神田橋の北にあったが、焼失し、幕府は護持院を護国寺と合併して、もともとの地を接収してしまった。それ以来護国寺は護持院と称することを得、護持院の寺領をも併せ持つようになったが、しかし「護国」の名称

はこれ以来滅んでしまった。さきに僧正慶公(9)はこうした状況を残念に思い、「境内は広いから割くことができる。寺領の富の一部を与えれば造ることができ。こうすれば幕府の土地と金とをふたたび費やさずして、先朝（綱吉期）の寄進の跡がともに残ることが可能だ」と護国寺と護持院とを分けることを強く幕府に要請し、幕府はそれを承諾した。慶公は遷化したのが、公がその志を受け継ぎ、工事を続け、五年にして竣工した。公は「院は院で、寺は寺でやっていく、それがいいのだ」と言つて工事費の余りを計算して護国寺に帰属させた。<sup>(10)</sup>私はかくて公の「廉」なることを知ったのである。

私が西の郊外に移るに及んで、公が病と称し院を辞したの聞き、驚いて事情を問うが、長谷寺の住職の席が空いたさい、公を飛び越えて護国寺の住職がその席に陞(11)った、ということだ。さらにもるもの従者に公に心残りがなかったのか、と問うと「否」ということであつた。公は幼少のころ長谷寺に学んだので、習っ

たことを長谷寺に伝えたいとみずから誓つた。公が名利の住職を歴任しながら引退しなかつたのはこうした理由からであつたが、公は今すでに引退してしまつた。なお逡巡して敢て去らずして、後の栄光を求めるのは公の志ではなかつたのだ。公は知命の歳、あつさり重い荷物を積てるが如くであつたという。私はかくて公の「勇」なることを知つたのである。

さらに「長谷寺と智積院との両派の分立は久しい。国内のもろもろの密教（真言宗）の寺院はそれぞれ両派に繋がっており、混同してはならない。護持院は本来長谷寺に繋がっていたのだが、元禄中に僧録職（新義真言宗僧侶の昇進認可権を持つ職）の置かれる寺院に陞せられ、正徳中には智積院の系列に連ねられた。僧録職に智積院派の僧侶が就任したためであつた。今、僧録職が停止されたにもかかわらず、なお長谷寺に繋がれていないのはおかしいことだ」と請願し、官はこの願いをふたつとも承諾した。そもそもわが身が容れられないならば、わが後を気づかう暇もない、と

いうのはおよそ人の自然のありかただ。公はまさに去ろうというにもかかわらず、なおこのように院のことを心配する。私はかくて公の「忠」なることを知ったのである。

物子は言う。

《謙なるもの、必ずしも忠とはかぎらぬ。廉なるもの、必ずしも勇とはかぎらぬ。公はこの四つを兼ねあわせている。よく君子の行いを修めたものと言えるのだ。要約して言えば、寺を官になぞらえ、学統に家系になぞらえたのだ。なんと釈氏（仏教徒）にとつての模範ではなからうか。また「仏教徒にとつてばかりではなく、ひろく」世の範にするに足るのだ。今、国家の治世の化育の効は、なんと釈氏もまた君子の行いを修めるまでに到らしめたのだ。これは記念すべきことだ。私はすでに公と交わりを得たのだが、院の住職の座を去るに及んでなにもしないというわけにはいかないのだ。ただ仏教をいまだ学んではいけないので、だからこれを紀して贈り物とするのである。》

〔訳注〕

(1) 本文に「予六十之年、閑僧衆矣。其好學而不恥下問、能忘其貴者、唯故知恩了與公耳」とあり、但徠六一歳、享保一一（一七二六）年の作と推定される。

(2) 僧正澄公、新義真言宗豊山派の僧。長谷寺慈心院、京都蓮台寺住職を経て、享保四年隆慶の後を継ぎ、護持院住職兼護国寺住職となる。享保七年二月、両寺の分離にともない、護国寺住職を退任。享保九年、護持院住職を退任。この年、五〇歳とすれば延宝五（一六七七）年の生まれ。寛延元（一七四八）年没。

(3) 但徠は享保五年五月牛込下から赤城に転居。同九年七月初め、赤城から市ヶ谷大住町に移転した。

(4) 護持院、新義真言宗の寺院。もと筑波川別当知足院の江戸別院、湯島にあって、代々將軍家の祈禱にあたっていた。貞享三（一六八六）年、長谷寺に学んだ隆光が住職として入るとともに、將軍綱吉の

信任とくに厚く、寺地も湯島から神田橋北に移転、元禄八（一七九五）年、護持院と改称、隆光は、新義真言宗で初めての大僧正に昇り、併せて新義真言宗の僧録職（僧侶昇進の許可権限を持つ職）となる。すなわち一派の本山である長谷寺小池坊（豊山派）、智積院（智山派）を抜く存在となったのである。隆光について長谷寺で学んだ護国寺快意が住職となり、僧録職にも補任されたが、宝永六（一七〇九）年綱吉の死去にともない、護持院住職の座をめぐる豊山・智山両派の対立が生じ、快意が引退、智積院覚眼が入り、併せて僧録職に補任された。また、以後護持院住職および僧録職は長谷寺小池坊（豊山派）住職、智積院（智山派）住職の交代とする、とした。

享保二年、護寺院、炎上。覚眼は隠居。神田の寺地での再建は許可されず、江戸大塚にあった護国寺（豊山派）の本坊をもって護持院、観音堂を護国寺とし、長谷寺で学んだ護国寺隆慶が護持院住職とな

り、護持院住職が護国寺住職を兼任、僧録は停止されることとなった。さらに隆慶以後の護持院住職は長谷寺小池坊（豊山派）、智積院（智山派）より寺格の低い末寺から交互を選任することとした。

(5) 「職原抄」に「僧正準参議」とある。

(6) この箇所、語注にも示したように「老子」の「是以聖人之治、虚其心、实其腹、弱其志、强其骨」(第三章)を踏まえている。

(7) 知恩院の了公、享保元年没の第四四世知恩院住職通誉岩了のことか。

(8) 護国寺、新義真言宗の寺院。開基は綱吉の生母桂昌院。開山は長谷寺に学んだ亮賢。三代目住職快意が宝永三年、大僧正となり、護持院について長谷寺小池坊、智積院を抜く寺院となった。享保二年、護持院、炎上、移転にともない、その本堂が護持院、観音堂を護国寺とされ、住職は護持院住職の兼務とされた。享保七年、護持院から分離、独立し、代々の住職は豊山派から任命された。

(9) 僧正慶公、長谷寺小池坊住職を経て、正徳五(一七一五)年護国寺住職、享保二年護持院住職となり、護国寺住職を兼任となる。三年護国寺の自費造営を幕府に願ひ出て、四年二月許可。三月引退。八月没。工事は継続され、七年十一月完成。

(10) 原文は「公盡籍其土木之羨以歸之」。「文集解」の注釈をみると「籍、簿書也。羨、餘也。言公悉簿書其土木之餘歸之」とある。「簿書」は「記録財物出納的簿冊」(漢語大詞典)であるから、動詞であれば「帳簿につける」と訳せる。したがって、「盡籍其土木之羨」は「土木工事のお金の餘りをことごとく帳簿につけ」となる。おそらく、護国寺と護

贈慧寂序

先王之道廢、而民失其生者久矣。今之釋氏、豈皆爲其道乎。爲其生也、葬于斯、祭于斯、又從而祈禱祝于斯。亦民之籍以爲生也。天地之大徳曰生、故釋氏之終不可廢乎世也。夫生者上之所制

持院との分離をめぐって、金銭面もふくめて両者の間に対立が生じ、そのなかで慶公はみずからの拠つて立つ護持院の利権を放棄し、工事費の余りを護国寺に帰属させたのであろう。但徠はそのところを婉曲に表現し、「文集解」の作者もまた、両者間のごたごたを踏まえて、こうした注釈をつけたのであろう。なお、両者のごたごたは明治の廃仏毀釈の混乱にともなう護持院の廃止、すなわち護国寺の勝利に至るまで続いた。

(11) 享保九年澄公の後を継いで護国寺住職となった尚彦が長谷寺小池坊の住職となったことを指す。

(岡本)

也。上不制生、而民各趣其攸利、疇能遏焉。是尙言也。其先人所傳、世世子孫守之以爲生。疇能易焉。故今之爲治者、迺因民之攸爲生而生焉。雖非先王之舊、亦可謂之不先王之心也已。

韓愈而下、世薦紳先生、率多惡釋氏矣。廼志先王之道、而惡彼類己者也。夫世薦紳先生、語性語心、皆資之釋氏之道、而反惡其類己、不亦謬乎。夫語性語心、吾所傳先王之道所無也。且先王之道、治天下之道也。釋氏則無之。豈爲類己乎。所類者、不耕而食、不蠶而衣、是己。夫不耕而食、不蠶而衣、巫祝有之、先王之所不廢也。先王之所不廢、而已則惡之。故世薦紳先生之惡釋氏者、亦百工爲生爭其精者類己。豈不鄙乎。且世之爲政者、不知讀書。釋氏廼由其貝多之文而旁及之者、往往有之。世微釋氏、吾東方之人、終且寥寥邪。則世薦紳先生、亦莫有所肆其業也。故予不佞則爲其類己而亦頗愛焉乎爾。是以釋氏之徒、游予門者衆矣。越慧巖、肥玄海、其尤也。有慧寂者、亦好讀書、修文章之業。其志蓋嚶嚶如也。其人承親鸞、釋氏之別部也。鄉所謂其先人所傳、世世子孫守之、以爲生者也。有家人之樂、擊鮮之娛。是其類己者亦爲不謬矣。是歲春、將游京師、乞予文。

故書此以昇之。

〔語注〕

- (1) 禮記·中庸入道不遠人、人之爲道而遠人、不可以爲道。(2) 禮記·檀弓下入歌於斯、哭於斯。(3) 漢書·孔光傳入俗之祈禱小數、終無益於應天塞異。(4) 戰國·齊策入中人禱祝、君鬻釀、韓非子·內儲說下入其說在衛人之妻夫禱祝也。(5) 易·繫辭下入天地之大德曰生。(6) 史記·孫子傳入兵法、百里而趣利者蹶上將、列子·力命入農赴時、商趣利。(7) 書·堯典入疇咨若時、登庸。(8) 書·多士入惟殷先人、有册有典。(9) 史記·陳杞世家入舜重之以明德至於遂、世世守之、左傳·僖公二六入世世子孫、無相害也。(10) 史記·五帝紀贊入薦紳先生難言之。(11) 孟子·公孫丑上入治天下、可運之掌上。(12) 莊子·盜跖入不耕而食、不織而衣。(13) 禮記·檀弓下入君臨臣喪、以巫祝桃茢執戈惡之也。(14) 論語·子張入百工居肆、以成其事。(15) 論語·爲政

〆爲政以德、譬如北辰居其所、而衆星共之〆、禮記・中庸〆爲政在人〆。(16) 禮記・文王世子〆冬讀書、典書者詔之〆。(17) 舊唐書・墮娑登國傳〆亦有文字、書之於貝多葉〆。(18) 宋史・禮志〆上享宗廟、旁及五祀〆。(19) 史記・五帝紀〆至長老皆各往往稱黃帝堯舜之處、風教固殊焉〆。(20) (祖詠) 蘇氏別業詩〆寥寥人境外〆、(左思) 詠史詩〆寥寥空宇內〆。(21) 左傳・文公四〆〆臣以爲肄業及之也〆。(22) 莊子・徐无鬼〆〆夫子物之尤也〆。(23) 漢書・張良傳〆〆少時家貧、好讀書〆。(24) 史記・儒林傳〆〆文章爾雅、訓辭深厚〆。(25) 孟子・盡心下〆〆其志嚮嚮然〆。(26) 詩・周南・桃夭〆〆之子于歸、宜其家人〆。(27) 漢書・陸賈傳〆〆數擊鮮〆、晉書・孝友傳〆〆絀〆〆柔色承顏、怡怡盡樂、擊鮮就養、寔忘劬〆。(28) 詩・大雅・公劉〆〆京師之野〆。(29) 書・洪範〆〆不畀洪範九疇〆、詩・鄘風、于施〆〆彼妹者子、向以昇之〆。

### 慧寂を贈るの序<sup>(1)</sup>

先王の道が廢れ、民人が生活の仕方を見失ってから、長く時を経た。今日の仏者が先王の道を行なっているのかといえば、そうではあるまい。民人の生活を保つために、葬式や祭事を行ない、祈禱するだけであつて、民人もそれを借りて生活を営むにすぎない。「易・繫辭下にあるごとく」天地の偉大なる徳が「生(生々止まざる働き)」である以上、この世界から仏者を廢することはできないのである。

民人の生活というものは、上に立つ者が制御するものである。上に立つ者が民人の生活を制御できないから、民人はそれぞれに利益を求めようになり、誰もそれを止めさせられない。このことは今もなお言えることである。祖先から伝えられたことを代々その子孫が守りながら生活を営むということは、誰にも変えられないのである。だから、現在政治を行なう者は、民人の生活の営みに従つてそのままに認めている。これは、先王の旧法に因るわけではないが、先王の心を失



わないことだと言えよう。

韓愈以降、世の識者たちは多く仏者を嫌悪している。だが、それは、先王の道を忘れて、仏者が自分と同類であることを嫌悪するにすぎない。識者たちは「性」について語り、「心」について語っているが、それらはすべて仏者の道に基づいているのであり、そのため、かえって同類であることを嫌悪しているのだ。<sup>(2)</sup> なんとという過ちであろうか。「性」や「心」を説くことは先王の道にはない。そのうえ先王の道は天下を治めるための道であり、仏者にはそれが無いのだから、どうして同類と考えられようか。仏者の同類は、「莊子・盜跖篇にみえる」「耕さずして食し、蠶せずして衣す」という者たちである。こうした類は巫祝の徒がそうであるが、先王はけっしてこれらの者たちを廃さなかつた。先王が廃さなかつたのにもかかわらず、それを嫌悪しているのだから、世の識者たちが仏者を嫌悪するのは、数多の職人どうしが生活を営むために収入を競うような類いである。なんとも卑しいことでは

ないか。

さらに世の為政者は書を読むことを知らない。仏者は「貝多」に書かれた文章（梵文）を用いているが、ときどきはよく書を読む者も現われる。世の中に仏者がいなくなつたとすれば、我が東方「日本」の人々は、つまるところなんとも空しいことになつたであろう。そうなれば、世の中の識者たちが手本とするものもなくなつたであろう。だから、私は彼らを同類と思ひ、彼らにとても親しみを感じている。それゆえに仏者の仲間で私の門下に来る者も多く、越後の慧嚴や肥後の玄海はその最たるものである。ところで、慧寂という者がいる。読書を好み文章について学び、その志はとてつもなく大きい。彼は、親鸞（の教え）を繼承承して、仏者の別系統に属する。さきに述べた祖先から伝えられたことを子孫が代々守つて生活を営む者であり、家族を持つことや肉食の楽しみを得ている者である。わが先王の道に類することも、また少なくないのである。

この年の春に、京師〔京都〕に上ろうとし、私に文章を求めた。そこで、以上のことを記して与えることにする。

〔訳注〕

(1) 本作品の成立年代はよく分からない。ただ、本作品が『徂徠集』巻十一に収録されており、この巻が享保九（一七二四）年から十二（一七二七）年という徂徠の最晩年にあたる時期の作品が集められていることから、この間に書かれたものと推測される。

なお、慧寂は、本文中にも見えるように浄土真宗の僧侶で、字を大然、号を曇華といい、聞成寺に住していた。宝暦十二（一七六二）年に没したと伝えられる。徂徠門下では、春台と親交があったらしく、『春台先生紫芝園稿』に「送天門慧寂二師之西京三首」（後稿・巻三）、「与慧寂師書」（後稿・巻十四）が収録されている。前者の送詩は、時期が春で

あることから、本作品と同じく、慧寂が京都遊學にかけた際のものとも考えられるが、天門という僧侶について詳しいことが分からないこともあって、成立年代は不詳である。また後者の尺牘は、文中に十年ほど交遊が途絶えていたが、鷹見爽鳩の墓を訪れた際に思いがけず慧寂と面会できたことが述べられている。鷹見爽鳩は享保二十（一七三五）年に没しているが、春台がいつ頃鷹見爽鳩の墓を訪れたかは不明である。ただ、慧寂の京都遊學によって両者の交遊が絶えたとすれば、すなわち本作品の成立を享保十（一七二五）年以降、十二（一七二七）年までと仮定すれば、爽鳩没後一、二年のことかもしれない。

(2) 原文は「而悪彼之類已者也」とある。そして本作品には「類已」という表現が六カ所見えている。ここでは、すべて「類己」の誤りとして解釈する。

(3) 慧巖は、本郷・蓮光寺の住職、堅卓のことである。堅卓の詩文集『消間集』に対する徂徠の序文

「消間集序」(「訳注稿(二)」に収録)のなかで、徂  
徠は堅卓の才能を評価している。玄海については  
「送釈玄海帰岐陽序」(「訳注稿(五)」に収録)を参  
照のこと。

(沢井)